

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 3 月 17 日（金）午前 10 時 00 分～午後 1 時 27 分

休 憩 午前 11 時 01 分～午前 11 時 10 分

午前 11 時 56 分～午後 1 時 00 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （副議長） 浅岡 保夫

2. 欠席者

オブザーバー （議長） 杉浦 敏和

3. 傍聴者

報道機関 1 名、市民 2 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策 G L、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主幹
行政 G 主事、
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、都市防災 G L、

学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 審査事項

- (1) 議案第4号 事業契約の締結について
- (2) 議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
- (3) 議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

2 報告及び連絡事項

- (1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本方針案について
- (2) 旧庁舎解体工事に伴う外壁アスベスト処理について
- (3) 中央公民館解体工事に伴うアスベスト処理について

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

副議長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案3件であります。

当委員会の議事は、お手元に配付されております付議事項のとおり、逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより付議事項の順に会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

①議案第4号 事業契約の締結について

委員長 質疑を行います。

問（2） 大きく2つの件について、ちょっと長くなりますけれども、質問さ

せていただきます。

2月9日の本特別委員会提出資料の公共施設推進プラン案①によれば、高浜小学校の建て替えの財源内容については、国庫補助金5億円、起債22億円、一般財源21億円の記載があります。国庫補助金と起債については、先日の総括質疑の中でもそのとおりの答弁があったわけですが、一般財源のうちの基金取り崩し金について予定しておられますか。

答（総務部） 財源内訳のうち、国庫補助金と起債につきましては、一期工事、二期工事、三期工事の各工事の部分の引き渡しを受けた後、一時金として支払うことを予定をしております。

この場合、国庫補助金と起債、合わせまして27億円と申しましたが、基金から約5億円を取り崩し、合わせて約32億円を一時金として支払うことを予定をいたしております。

問（2） 基金を約5億円取り崩す予定とのことですがけれども、先日の一般質問で、財政状況に関する8番議員の質問に対して、本市の場合、全国的に見ても基金残高比率が下位3分の1ほどに位置し、低い傾向にあるとの回答がありました。

そうした中で高取小学校の大規模改修以降、平成40年まで大規模改修が集中する第1波に備えるため、約5億円の基金の取り崩しを行わず、民間資金を活用することは可能ですか。

答（総務部） 2月9日の本特別委員会におきまして、契約約款案の支払い方法の御説明をさせていただきました際に、一時金を実際に支払う段階で、市の一時支払金額に変更があった場合、融資額の変更に伴いまして金融機関に支払う手数料がSPCに発生するわけですがけれども、こうした発生するコストは、市の負担とするということを申し上げました。

増額分につきまして、事業者SPCが融資機関から追加の融資が受けられることが前提になりますけれども、契約上は可能であるというふうに考えております。

問（2） 市がPFI事業を選択した理由の一つが、市の財政負担額の平準化が図られて、本市が抱える公共施設の老朽化に関わる課題を解決する一つの有

力な手段であると捉えられていたこと及び基金残高の一定額を確保できることで、公共施設大規模改修の第1波への対応、その他、災害、社会経済情勢の急激な変化への対応余力を残しておくことが、不可欠であると考えられたからだと思います。

そうしたことから、事業者との協議が整えば基金の取り崩しをせずに、民間資金で代替するという考えはありますか。

答（総務部） 基金の取り崩し金約5億円を予定いたしましたのは、当然ながら民間資金を借り入れれば、その分利息が発生をいたしますので、そのことを考慮して、なるべく民間資金の借り入れが少なくできる部分があれば、ということとで予定いたしました。

しかしながら、委員、御指摘のとおり、むしろ現在の低金利という状況を生かしまして、かつ、社会情勢の中での歳入の不安定さを補う観点及び基金の取り崩しをできる限り抑える観点から、可能な範囲内で民間資金を活用できるものは活用するということは、中長期的な本市の財政運営を考えた場合、有効であると考えておりますので、有力な選択肢であると思っております。

問（2） 先ほど、一時支払金を実際に支払う段階で、市の一時支払金額に変更があった場合、融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料など、事業者が発生するコストは、市の負担とするという答弁がありましたが、その場合の手続きについて教えてください。

答（総務部） 実際の一時支払金の時期は、約款によりますと、第1回目が、一期工事部分の引き渡しを受ける平成31年3月となります。それまでには、この方針を決めておく必要がございます。

仮に、市の一時支払金が基金相当分、あるいは今後の設計の中で起債の減額、国庫補助金の減額等があった場合、当該減額分について、事業者は金融機関からの融資によって賄うことが考えられます。この場合、金融機関に支払う手数料が発生いたします。この手数料の金額というのは、契約金額に影響を及ぼしますので、今後、契約議案の変更が必要であるなど、そのような場合には適正に対処をしてみたいと考えております。

問（2） じゃあ、ちょっと2番目の質問になりますけれども、建設業法に関

することについて、少し質問させていただきます。

初めに高浜小学校の整備事業は、P F I 事業で進められるということは決まっていますけれども、もう一度P F I 事業というものがどんなものなのか、簡単に説明してください。それから質問に入りたいと思います。

答（行政） P F I 事業、これはアルファベットでいいますとプライベート・ファイナンス・イニシアチブ、この頭文字を取ってP F I といっておりますが、これは公共サービスの提供として設計、建設、維持管理、運営までを民間企業が行うというもので、特徴といたしましては、公共サービス提供に関係いたします会社が特別目的会社を設立し、この特別目的会社が契約上定められた期間で施設の設計、建設、維持管理、運営を行うというものでございます。

本事業でいいますと、校舎を含めた複合施設の設計、建設、維持管理までを民間企業が行うというものでございまして、また、本事業の事業方式といたしましてはB T O方式で、施設完成後、所有権を市に移転し、その施設を特別目的会社が維持管理を行うというものでございます。

今回の施設整備では、校舎と公民館を一期、小学校体育館及びサブアリーナ、児童センターの地域交流施設を二期、駐車場等を三期で整備し、その都度、所有権を市に移転するというものでございます。

問（2） この高浜小学校等整備事業については、1月20日に開催されました公共施設あり方検討特別委員会で、ある議員さんから建設業法だか、建築業法だかに違反するので、取りやめるべきだとの質問がされました。

当局側より答弁されておりますけれども、この答弁内容が不十分と思われましたので、関係法令、ガイドライン等を比べながら、改めて質問をさせていただくものです。

これから行う質問で問題点を明確にし、高浜小学校等整備事業及び今後の公共施設整備事業において行われるP F I 事業において、二度と同様な質問で議事進行が遅れるようなことがないようにすることが、今回の目的です。

1月20日の公共施設あり方検討特別委員会で質問を復唱しますと、高浜小学校等整備事業は、建設業法だか建築業法だかに違反しているので、直ちに取りやめるべきだという趣旨の質問でありました。また、その内容は、平成 28

年 12 月 27 日付けで、高浜の住民自治を目指す会より提出された住民監査請求の内容と同じものであり、日本共産党の会報紙、民報たかはまにおいても同様に指摘されています。

指摘内容は、建設業法第 22 条に違反するもので、本契約を中止し、監査委員は市長に対しその旨を勧告することというものです。

建設業法第 22 条では第 1 項に、「建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」と規定されています。業界用語でいうと、一括下請禁止とか、丸投げ禁止とかといわれている内容であります。自治体が P F I 事業をするのに当たって、内閣府より、契約に関するガイドライン（P F I 事業契約における留意事項について）というガイドラインが発行されており、その中でこの事項については、しっかりと丁寧に説明されております。

では、質問に入ります。P F I 事業は、初めに関係する企業との間で、基本協定書の締結を行うことになっております。平成 29 年 1 月 20 日に行われた公共施設あり方検討特別委員会において、高浜小学校等整備事業基本協定の締結について（P F I 事業のスキーム）と、高浜小学校等整備事業基本協定書が、資料 1、2 として委員会に提示されました。初めに、P F I 事業において、この協定書の位置付けについて伺います。

この基本協定書とは、誰と誰とが協定をするのでしょうか。また、その後の本契約は、誰と誰とが行うのでしょうか。

答（行政） まず、基本協定書につきましては、市と落札業者とで締結をいたすものでございます。これは、落札業者と落札業者が設立をいたします特別目的会社の同一性を担保するというものでございます。

また、本契約であります事業契約は、市と特別目的会社で締結をさせていただきます。

問（2） 内閣府によるガイドラインでは、管理者、選定事業者、コンソーシアム構成企業という言葉で説明されています。では、このガイドラインに合わせるとしたら、管理者、選定事業者、コンソーシアム構成企業は、この協定書に示される高浜市、代表企業、構成企業、協力企業のどれに合致するのかを質

問いたします。

答（行政） まず、管理者は高浜市をいいます。また、選定事業者は総合評価一般競争入札で落札をした事業者をいい、コンソーシアム構成企業は入札参加した企業をいい、代表企業、構成企業、協力企業で構成をされております。

問（２） では、問題の建設業法ですけれども、建設業法では、発注者、元請負人、下請負人という単語で、おのおのの役割が明確に定義されています。

発注者、元請負人、下請人は、ガイドラインの立場では、どれに該当するか質問します。

答（行政） 発注者とは、施主のことをごさいます。元請負人との間で請負契約を締結し、施工した物件に対し代金を支払う立場にごさいます。ガイドラインでは、選定業者に該当いたします。また、元請負人とは、発注者から代金を受け取る立場にあり、一次下請負人に対し、契約上の代金を支払う立場でもごさいます。発注者との契約内容を忠実に実行するために、一次下請負人及び二次下請人以降の指定をした下請負人に対して、一切の責任を負うことになり、ガイドラインではコンソーシアム構成企業が該当し、構成企業の建設業者となります。下請負人は、この建設業者から一部工事を請け負う事業者となります。

問（２） では、高浜小学校等整備事業においては、高浜市、特別目的会社、構成企業、出資者が、それぞれのどこの事項に該当するか質問します。

答（行政） まず、高浜市は管理者。特別目的会社は、選定事業者が設立した会社であり、コンソーシアム構成企業の建設業者が代表企業となつてごさいます。コンソーシアム構成企業は、代表企業、構成企業、協力企業のことであり、特別目的会社は、コンソーシアム構成企業のうち、出資をした代表企業、構成企業でごさいます。本事業では、特別目的会社が発注者となり、コンソーシアム構成企業の建設業者が元請負人となります。

問（２） 内閣府のガイドラインでは、管理者、すなわち高浜市が選定事業者、すなわち特別目的会社に支払うのは、サービスの対価である旨が明記されています。ここで質問します。サービスの対価は、建設業法でいう発注者から元請負人に支払われる請負に対する対価に該当しますか。

答（行政） サービスの対価として、市から特別目的会社にお支払いをいたし

ますのは、特別目的会社から提供されます設計、建設、維持管理業務の実施の対価でございます、建設業法でいう請負人に対する対価には該当しません。

問（２） この事業が、建設業法違反でないことが一つの理由になります。

では、同じく内閣府によるガイドラインでは、第三者により実施された建設工事の項目に、選定事業者、すなわち特別目的会社は、施設の建設工事を第三者に委託または請け負わせることができるものとされています。

途中を略させていただきます、ただし、委託または請負は、全ての選定事業者の責任において行われることとなっており、今回のPFI事業は、建設業法に該当しない旨が示されています。このことからPFI事業は、建設業法違反に該当しないことが明確になっていると思いますが、いかがでしょうか。

答（行政） 建設業法でいう請負契約につきましては、特別目的会社とコンソーシアム構成企業との間で交わされる契約となります。従いまして、建設業法違反には該当しないと認識してございます。

問（２） 大分、整理できましたので、最後にまとめた質問をさせていただきます。今回の混乱は、どの点に問題があったと思えますか。

答（行政） 今回の混乱というか、問題点を申し上げさせていただきますと、まずもって、事業スキームにまずあるかと思えます。通常でいいます、その請負契約が、本来でいう、その今回のPFI事業でいいますと、事業契約というところに違いがございますので、そういったところでいけば、もう少し詳しく申し上げますと、建設業法と公共工事の入札適正化との関係もございまして、発注者と元請負人が誰になるのかというところにございました。

本事業は公共事業ではございますけれども、サービスの対価を特別目的会社に支払う事業契約でございます、建設工事という請負契約ではないということでございます。

今回、指摘をされましたのは、市は事業の発注者であり、建設工事の発注者ではないかということでございますが、これまでお答えをいたしましたとおりPFI事業におきましては、建設工事の発注者は特別目的会社でございます、コンソーシアム構成企業の建設業者が元請負人になることから、こういった従来方法とPFI事業とで異なる点にあるのではないかと、というふうに捉えてご

ざいます。

意（２） 最後になりますけれども、間違った解釈によって、住民監査請求による行政の混乱、建設業法及び内閣府のガイドライン等を読み込むことなく、委員会での不必要な質問を行うことによる議事停滞には、今後、十分注意を払っていただきたいものです。

また、行政側においても、使用する用語、ガイドラインと統一させるとか、説明の際には、関係法令及びガイドライン等を明確にして、極力、簡潔な表現と用語を用いていただくよう努力していただきたいと思います。以上をもって、質問を終わらせていただきます。

委員長 ほかに。

問（７） 一つだけちょっと、確認をさせていただきたいと思います。歳入の長期財政計画の中で、歳入の部分で確かに平成 26 年度の決算をもとにやれば、2 億円なりふえておるんですけれども、1 年前にもらったのと、今回いただいたのと、全て 2 億円ほどふえておるんですけれども、市税の中で、今回は補正で 2 億円ふえておる、その辺あたりが毎年入ってくるのか、こういった意図で 2 億円から 3 億円ぐらい。

委員長 柴田委員、議案の内容に沿って。

意（７） 契約で。わかりました。

委員長 ほかに。

問（５） 高浜小学校等整備事業はモデル事業ということで、複合化するメリットとしては、市は財政効果があると平成 27 年 11 月の市民説明会においても市民に対し説明しており、当時は 12 億円を見込んでおりましたが、最終的に今の段階において、高浜小学校区の複合化による、財政効果はどれぐらいあると見込んでいるのかお示してください。

答（総務部） 平成 27 年 11 月の市民説明会におきまして、お示した財政的効果は、公共施設の総量の圧縮をしていくということで、面積を圧縮すれば、一定額の財政効果が見込めるのではないかという趣旨でお示しをしました。

面積だけでは、金額的になかなかわかりにくいので、削減された面積に対して総務省単価を用いて一定額を掛ければこれぐらいになるだろうという趣旨で

ございますので、財政効果として面積を金額に置き換えたものというふうで、御理解いただければと思います。

今回でありますけれども、一つ、複合化の対象施設となる施設を、公共施設白書がございますので、それを全て足していったものと、今回の提案の面積を1月20日の本特別委員会で私、これぐらいの提案だということを申し上げました。相当の面積が圧縮されます。中央公民館は4,100平方メートルありますので、ほぼほぼ4,100平方メートルぐらいの建物を圧縮した効果というのは、金額的にもあるというふうに思っております。具体的にどれぐらいの面積になるかというのは、今後、設計をしていく中で固まってまいりますので、その時点になれば明らかにできるものと考えております。

問（5） 複合化のメリットということで総量圧縮、イコール財政効果があるというふうに市民説明会のときには説明されたということですが、今回、今の段階では、財政効果はきちんと把握はできていないということで、契約後に、その額がわかるということなので、そういった額をしっかりと市民の皆さんに、わかりやすく複合化したときのメリット、総量圧縮ということで、表とかで高小の面積がこういうふうになったと、中央公民館、児童センターとか大山公民館、それぞれ面積がここからこう、古いの新しいの、そして、財政効果がいくらということを出してもらいたいんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

答（総務部） 今回は、複合化の施設ですので、これまで単体だったものが複合化になります。共有部分というものもございますので、この部分がこうだと、正確な比較はしづらい部分がございますが、設計をすれば、大体の校舎の面積がどれだけで、児童センターがどれだけで、地域交流施設がどれだけだということが出てまいりますので、面積の比較ということではお出しできます。

その面積の比較に対して、平成27年の住民説明会では、総務省単価を一つの基準として用いておりますので、削減面積掛ける例えば総務省単価というものをを用いると、大体、平成27年でお示しをした財政効果といえますか、具体的な金額ではないんですけれども、面積圧縮の効果というものはお示しできると思います。中央公民館、4,100平方メートルという大きな建物が圧縮される効

果というものは、お示しをできるものと考えております。

問（５） この高小の整備事業はモデル事業ということなんで、そこが複合化のメリットとして、中央公民館のホール機能だけっていうことになると、非常にそのモデル事業としてはいかなものかと。

やっぱりその、いろんな施設を複合化することによってメリットを見出していくっていうことで、今回モデル事業にしていると思うんで、そこら辺をしっかりと市民の皆さんに示していく、そして我々議会もそれを理解して説明していかなければいけないので、その辺、しっかりと資料なり説明なり丁寧にしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

答（総務部） モデル事業は、一つ、総量圧縮ということもモデル事業でございますけれども、そのモデルには、いろいろな要素があったかと思えます。そこをコミュニティの核とするという要素、まちづくりの拠点にするという要素もございましたし、災害機能、防災機能、避難所機能を持ってくると。津波の浸水区域である港小学校区の避難所機能もそこに備えるということで、モデルとしたのは面積だけではなくて、いろいろな要素があったということを御理解いただきたいと思います。

その上で、数字として出せるのかということですが、面積がどうなったかということ、数字としては、設計が済めばお示しをさせていただきます。

問（５） 市民説明会の際にやっぱり、財政効果っていうふうに出しちゃったわけなんで、そこをやっぱりその後に、その結果をしっかりと見せていかないと、市民の皆さんも納得できないところがあると思うので、そこは、こういう効果があったんだ、総量圧縮はあった、それで地域の核とする、そういうメリットもある、財政効果もいくらあるっていうことは、出していかないと私はいけないと思うんですけれども。その点、どうなんでしょうか。

答（総務部） その財政効果としてお示ししたのは、現在の公共施設をそのまま維持し続けて、将来的にも建て替えるとしたならば、どれぐらいの費用がかかるのか。ある時点で圧縮をしますと、圧縮をした部分、将来的に更新費用が減りますので、その部分は面積として圧縮できる。平成27年の財政効果としてお示ししたのは、どれぐらいの面積の圧縮が見込められれば、それに対し

て総務省単価を一つの基準として掛ければ、財政効果として金額であらわせば、どれぐらいになるという一つの目安としてお示しをさせていただいたものですので、そういった基準でお示しをするということは可能であると考えております。

問（５） わかりました、そういった比較でいいので、しっかりと市民の皆さんの理解を得られるような説明を、よろしくお願いします。

次に、議案第４号参考資料をいただいたんですけれども、PFIによる事業効果が示されておりますけれども、そこでメリットは理解できましたが、一方で、デメリットについての記載がありません。しっかりと市民の皆さんに説明するためにも、本事業によるデメリットについても、しっかりとお聞かせください。

答（総務部） デメリットにつきましては、平成２８年６月議会で債務負担行為を御議決をいただくときに、一般質問などでもいろいろ御質問をいただきました。御質問いただきましたことは、長期の契約になりますので、事業者が破綻しないような監視でありますとか、万一、破綻した場合のバックアップ機能というような、デメリットということで御質問いただきました。

それにつきましては、当然、金融機関でありますとか、市でありますとか、そういったところがモニタリングを通じて、破綻しないような監視をしていくと。これは、今回の事業契約約款でも、SPCの財務内容については監査法人等、そういった専門家の監査を経て、市に提出するといたしておりますし、万が一破綻をした場合も、金融機関と協定をして、そこをバックアップするような事業者に移行していくと、そういったことも予定を一つしております。

もう一つ、PFIの失敗事例ということで、観光施設でありますとか、医療施設、こういったところの破綻の事例の御懸念をいただきました。そういったところは、いわゆる収益と申しますか、そういったものに対して事業を組み立てていたところが、思ったほど収入が確保できなかったということが破綻の原因でございます。

今回の高浜小学校の整備事業は、そういった収益部分を担うものではなくて、あくまでも維持管理費を平準化して支払っていくというものですので、そうい

ったリスクも非常に少ないということを申し上げました。ただ、これについてはモニタリングをきっちりして、そのサービスの水準を確保していくということも申し上げたところでございます。

問（５） 万が一、この表に示されているようなメリットばかりであれば、全ての自治体がPFIを導入するのかなと思いますけれども、しかしながら、PFIは全国的に普及しておりません。それでもあえて今回、本市がPFI事業を選択したということは、特別な事情があって、そのデメリットよりもメリットがまさるために、PFIを導入したことを説明することが重要であると考えます。そのあたりをわかりやすくお聞かせください。

答（総務部） まず、PFI事業につきましては、国のほうでも積極的に進めている事業でございます。20万人以上の都市であれば、まずPFIとしてやることを前提に、PFIを用いないのであれば、PFIを用いない理由が必要ということになっております。これは、今年度からそういった取り組みが進められておりますので、今後、国においても積極的に進めておりますし、地方自治体についても一定規模以上の都市については、PFIを前提にした検討が求められるということになります。

それで、今回、この資料をお示しをいたしましたのは、今回PFIを導入いたしました最も大きな理由が、今後控える第1波に備えて、基金残高をいかに将来的に残していくかと、それが大きな目的でした。それは定性的な評価としてお答えをしておりますし、授業をしながら、居ながらに工事をして、解体をしていくということですので、設計、施工、維持管理まで一括発注をすることで、スムーズな施工計画ができるということもメリットとしてお示しをいたしました。そういった定性的な評価を重視して、なおかつ、バリューフォーマネーも当初2.1%と見込んでいたんですけれども、加えて、バリューフォーマネーも出たということで、定量的評価、定性的評価も、ともにあわせた結果ではないかなというふうに思っております。

問（５） ちょっと視点を変えて、今回、高浜小学校等整備事業の入札が1件しかなく、その1件で決まっておるんですけれども、市にとって、こんなによいことばかりであれば、1社っていうことは考えにくいのかなと。実際、平成

28年2月29日の公共施設あり方検討特別委員会では、高浜小学校等整備事業の市場調査が示されており、この高浜小学校等整備事業に参加したいかと民間事業者18社に伺ったところ、3社が積極的に参加したい、9社が参加したいという調査結果でありました。しかし、実際は、1社しか事業に入札していない。このことについては、どう分析しているのかお伺いします。

答（総務部） 市場調査のときの参加意向というのは、まず、こういったものがあれば、当然企業としては関心をお示しですので、関心がないということはないという意味での参加の希望があるということで捉えております。ただ、そのときには、金額的な条件等を提示しておりませんでした。今回、金額的な条件等を提示いたしましたのが、平成28年7月13日の入札公告のときです。そういったことで、積算については過去の事例などを見て、52億400万円を予定価格としたわけですけれども、結果的に1社しかなかったということは、少し金額的な条件ということで、参加を見合わされた企業がいたというふうに推測でありますけれども、考えられるのではないかと考えております。

問（5） 12社意向があって、1社しか入札しなかったという事実があるわけですけれども、今の総務部長の答弁が理由かは、理解できるかはわからないんですけれども、市場調査が信用できないのか、あるいは住民投票があった関係で企業が手を引いてしまったのか。いずれにしても、何も比較対象がなく、今回、今、議決しようとしている契約金額が妥当なものなのかも判断できないということだと思えます。約48億円も事業費をかけるのに、1社でこの大事な高浜小学校等整備事業を決定することは、本当にさまざまな点において、もったいないことでもありますし、残念だと思っております。

しかし、まだまだよくしていく可能性はございます。それは、いかに市民の皆さんの意見をたくさん聞き、生かし、反映していくかにかかっていると思えます。具体的にどうやって多くの市民の皆さんの意見等を聞いていくのか、また、使い勝手や設計はこれから行うということでもありますので、どこまで市民の意見で変更可能なのか。そのあたりをお示してください。

答（総務部） まず、1社応札の有効性について、初めに、お答えをさせていただきたいと思えます。今回、一般競争入札で行いました。一般競争入札とい

うのは、一定の条件を事前に公告をいたしまして、不特定多数の者の参加を誘引する制度で、地方公共団体における契約の原則とされている、最も透明性の高い入札方式によりました。

広く入札を公告をして、結果的に1社しかなかったわけですが、応札をした参加者にとっては、入札をするまでは競争相手がいないということを知り得ないために、他の競争者がいることを想定をして、これと競争する意識を持って入札に参加しているはずであります。今回の落札金額をごらんいただければ、そのように考えていただければと思います。従いまして1社入札であっても、競争性は確保されているというふうに考えております。

次に、市民意見の反映方法ということでございますけれども、一般質問の中でも、いろいろ御質問をいただきました。そのときの答弁の繰り返しになり、恐縮でございますけれども、事業者の提案というのは、市の要求水準に対しまして、その考え方やコンセプトに基づいて立案をされておりますので、市の要求水準、事業者の提案内容がベースとなります。

原則といたしまして、契約金額の範囲内で、提案の方向性を大きく変えない範囲内で御意見を伺うこととなります。今回は、小学校の施設整備ということがその中心でございますので、現場の教職員、あるいはPTA等の保護者の方、あるいは複合化される施設の主な現在の利用団体の方を中心に、使い勝手をよくするにはどうしたらよいか、現場の視点から御意見を伺うことを考えております。

問（5） 総務部長が今、競争原理が働いて1社でもあったと、それはいいとしても、アイデアは1つであったわけなんで、いろんところでいい意見を募集して、これだっていうのはつかめなかったわけで、そこら辺は本当に残念だと思っております。

そして、意見を聞いて、どこまで使い勝手とか設計にいかしてくれるんだというところで、ここは本当に重要なところであるので、本当に丁寧に、できるだけ多くの市民の皆さんの意見を聞いて、使い勝手、そして設計、どんどん生かしていただくことを要望しておきますけれども、例えば、工事中の騒音への対策の仕方とか、特に子供さんたちの安全対策については、たくさん

親御さんたちの意見を聞いて事業に反映させ、できる限り不安の解消を図っていただくことを要望しておきます。

また、我々議会にも意見を聞いていただき、ぜひ以前に行っていたいただいたQ & Aみたいな形式などを取り入れて、我々議会の議員の声も聞いて、事業等に反映できるところは反映していただきたいですけれども、いかがでしょうか。

答（総務部） 工事中の安全対策、これは最も注意すべき事柄でございまして、事業者がその問題に対して、きっちりとした安全対策を考えているということは、1月20日の本特別委員会でパワーポイントを用いて御説明をさせていただいた中で、御理解をいただけるのではないかと考えております。

そうした中で今、市民の意見とか議員の意見をなるべく取り入れてということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、学校施設の整備でございますので、まずはその現場に近い方の御意見をお聞きするのが、施設づくりに必要だと思っております。

そうした中で、市民意見ということでございますけれども、市民の意見について多様な意見をお聞きして、取り入れられるところを取り入れていくことは大切だと思っております。ただ、市民意見も全く方向性の異なる意見がございます。その方向性の全く異なる意見を全て取り入れるということは、これは現実的にできるものではございません。どこかで、最適解を見つけて、その部分でということになりますので、市の今回の複合化の方向性に沿った御意見の中で、御意見の内容に着目をして取り入れられるところは取り入れていくということで、御理解をいただければと思います。

問（5） おっしゃることはわかりますので、本当にそこら辺、しっかり市民の皆さんの意見をぜひ取り入れていただいて、我々議会の声も聞いていただいて、よりよい高浜小学校をみんなでつくり上げていくことを要望しておきます。

そして、プールの件なんですけれども、高浜小学校にプールを残す選択肢はあるという副市長の答弁が以前ありました。また、先日の予算特別委員会においても、相手がある契約なので、万が一委託コストが高い場合は、白紙撤回もあり得るということでしたが、おっしゃるとおり契約を白紙とした場合は、プールはどうなるのか。高小に今のプールをそのまま残すのか、あるいは、新し

く高浜小学校の設計をやり直し、プールを新たに設置するのか。本当に現実的な選択なのか。高浜小学校にプールを残す選択肢はあるのか、その辺はつきりお示してください。

答（総務部） プールの御質問につきましては、先日の予算特別委員会の中で御質問をいただいて、そのときにもお答えをしたかと思えます。

まず、民間のプールを活用した水泳指導を行うことについては、これは児童にとってのメリットがあり、児童にとってのメリットに着目をして、こういった方法を今、検討をしているところでございます。

そうしますと、民間のインストラクターの指導を活用した水泳指導ということになりますと、例えば、他の民間にそういった民間プールがあれば、そこを活用させていただくということも一つの選択肢であると思えますし、今、この提案の内容は、学校施設の建て替え、あるいはプールの老朽化に伴って水泳指導のあり方を見直すという前提で、要求水準も出ております。そういった方向性で市のほうは進めておりますので、原則としては、学校プールは、高浜小学校については廃止をして、民間プールの活用を考えているということでありませう。

問（5） この前、副市長、市長がおっしゃった、契約だから白紙撤回もあると、そういったことは、最高のリスクを考えたときにおっしゃった言葉だと思うんですけども、そうした場合に、高小にそのままプールを残すことは、今の総務部長の話だと、ないっていう理解でもいいんですか。

答（総務部） 市の基本的な方向性としては、そのように考えておりますけれども、あくまでも提案に基づくものです。提案内容が市の求める水準といたしますか、要求内容と合致するかしないかによっても変動といたしますか、未確定な部分がございます。そうしたことから、相手方のあることですので、市としてはこうしたいけれども、必ずしもそうならない場合もあるという趣旨でお答えをしたものと考えております。

問（5） なので、そこはならなかったときに、どういうふうを考えているのか。リスク対策として、どう考えているのかをお示してください。

答（副市長） 先ほど、総務部長のほうも答弁いたしました。現在でも、市内

に民間のジムというかプールがございます。そこも選択肢の一つですということでお答えをさせていただきました。

問（５） 市内の民間のプールを活用するっていうことも選択肢にあるということですけども、例えば、その民間のプールが実際に使えるのか。学校の授業として使えるのか。その辺、ちゃんと調査はしてあって、そういうことをおっしゃっているのかお願いします。

答（副市長） あくまでも、現在の市場調査からいくと、十分市の考えている事業スキームでやれるということで、今、全体が動いています。

仮に、それが難しいということであれば、当然その時点で議会のほうにも報告をして、それからいろんな対策を考えるわけです。その中の一つに、今ある民間のプールという選択肢もあるということで。そこもだめ、あそこもだめということであれば、それは、小学校の敷地内にプールをつくらざるを得ない状況も、これも全く否定しているわけではないという状況のこと。ただ、今、進んでいるところは、今、現計画を進めていくというところであります。

問（５） それは理解できます。ただ、そのリスクをしっかり考えて、今からその対策をしておかないと、そういった事態が、契約で、ちゃんと契約できなかった場合のこともしっかり想定しておかないといけないと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

答（副市長） 現段階は、十分市が考えている方向性で、やれるというところで進めております。

問（５） それで、今の市の方向性で進んでいくっていうのは理解できますけれども、この前の答弁からすると、ちょっと違うのかなと。あの辺ちょっと、発言を気をつけていただきたいと思います。

最後になりますけれども、庁舎や中央公民館にアスベストが発見されたということなので、当然、今回の高小の契約は、アスベスト対策を含んだ契約となっているのか、そのあたり教えてください。

答（総務部） アスベストにつきましては、内部に含まれるアスベストというのはかなり前から社会的にも認識をされておりましたが、外壁に含まれるアスベストが問題になりましたのは、最近のことです。

その上で、今回の高浜小学校の整備事業の要求水準書の中にアスベストのことが記載をされております。現在、市の調査によれば、外壁については認識がない時点での調査ですが、内壁については、実際解体する前に天井裏だとか細かいところを調べてきますので、これは、全てが整った調査ではない部分もございませけれども、そういった前提に立って、今のところ飛散性のアスベストは発見をされていないと。ただ、解体工事に当たって、非飛散性のアスベストが、例えば外壁がそうでありますけれども、そういった場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、市が負担するといったしておりますので、アスベスト処理費の追加が発生する可能性はございます。

問（５） 庁舎と、やっぱり中央公民館、今回アスベストがあったということなので、そこら辺しっかり、反省というか、この状況を踏まえて、今回の高小の契約もしっかりとしていただきたいと思います。それが決まっちゃってから、例えばアスベストが出たと、そうすると、その負担の工事の金額が、何が適正であるかっていうのがはかりかねなくなるので、1社だけで行うということは、やっぱり避けてもらいたいと思っているので、そのあたりの見解はどうなんでしょうか。

答（総務部） 今回、庁舎の外壁でアスベストが発見をされました。それまでは、我々もそういった認識がありませんでしたし、他の事例においてもなかなかそういった認識というのはなかった。当市だけが、特別そこに気がつかなかったわけではないというふうに考えております。その上で、今後、こういった解体を伴う工事については、入札の前にアスベストの調査を含めて、当初の契約の中にそれが含まれるような、そこは改善をしていく必要があるものと考えております。今回は、入札公告をしたときには、その部分までは至っておりませんでしたので、そのようなことにはなっておりませけれども、今後は気をつけていくということが一つございます。

それで、1社だからということですが、協議の上、本市が負担をしますので、その金額の内容については精査をして、市として納得をした部分について増額が見込まれるということで御理解いただければと思います。

意（５） ぜひ、しっかりとした対策をよろしくお願いします。そして、市民

の皆さんの税金を少しでも無駄にしないと、絶対に無駄にしないとという覚悟で、契約のほうをよろしく願いいたします。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 今、いろいろ質問が出ているんですが、私も今回のこの事業契約するに至っての、要するに高浜小学校の積算根拠、校舎と、それから体育館と、みんな一緒というお話が出ていますが、これPFIでやるから、まとまっただの数字はこうやって出しているけれども、別々の数字が出せないというお話が前からありました。

それはやっぱり、そういう数字や設計などを見て、初めて私どもも信頼して、この入札にも締結にも応じていけると思うんですが、そういう点で疑問が残ることと、それから、最初の複合化事業のときは、図書館とかいちごプラザもみんな一緒に入っていたんですが、それが消えたというか、複合化に入れないということが決まったにもかかわらず、金額は37億円から52億円、48億円ですか、膨れ上がっているってということで、総務省単価で数字を出したって言われましたけれども、それであつたら余計に数字が、もっと少ない数字が出ているんじゃないかという気がいたしますが、そういう点では、どのように考えてみえるんでしょう。

答（総務部） 2点、御質問をいただきました。1点目の積算根拠のお話でありますけれども、PFI事業は、全体の事業費の中で建設、維持管理を調整して、適切な公共サービスができるような形で提案をするのが、PFI事業の特徴でございます。

積算の内訳ということでございますが、単体での比較ではなくて、総事業費の比較というのが一般的でございます。一つ一つで高い安いの比較をせず、総事業費の中で比較をすることで、包括発注としての効果が見えてくるというものでございます。どのPFI事例でも、総事業費での比較は行いますが、個々の内訳の比較は行いません。これは高浜市のみならず、PFI事業の通例でございます。

次に、個々の施設の金額ということは、以前からお答えをしております。具体的な施設ごとの金額につきましては、設計が終われば、施設ごとの金額とい

うものは確定しますので、その時点でお示しをするということでございます。

次に、金額が 37 億円と 52 億円の御質問をいただきましたが、過日の 12 番委員の一般質問でも御質問いただいて、そのときの答弁と重複をいたしますが、単独で建てた 26 億円というのは、現行面積に総務省単価を掛けた金額で、一つの例としてお示しをしたと。単独で建てたらどうなるという設計に基づいて立てたものでありませんということをお示しをいたしました。

37 億円につきましては、複合化施設の一つの最小化を想定して P T A の方などとワークショップをして、そこでいただいたアイデアを反映したらどのような形になるのかということをお示しをしたのが 37 億円であります。

次に 53 億円につきましては、平成 28 年 2 月に長期財政計画を示す中で、大雑把でいいのでというようなことで、資料提供をさせていただいたもので、検討過程のまだ変わる数字であるということをお答えをしました。

それで、今回の契約金額と 37 億円との違いにつきましては、26 億円と 37 億円については、外構工事でありますとか、防災機能でありますとか、そういったものは含まれておりません。今回の金額には、外構工事、防災機能といったものが含まれておりますし、今回の金額には、向こう 15 年間の維持管理費でありますとか、施設を長持ちさせるための予防保全の費用でありますとか、器具什器費の購入費も含まれておりますので、それぞれの金額に含まれる内容が違いますので、これの比較をすることは、比較対象が違うということをお理解いただければと思います。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 1 分

再 開 午前 11 時 10 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

問 (12) 先ほどの話の続きなんですが、積算根拠と言いますか、学校の整備

費用が膨れ上がったんですが、それについて、本当にこういうわけで膨れ上がったという説明が、市民にはなかったんですが、その点と。図書館、私、総括質疑でも話していますので簡単にしておきますが、P F I で建てた図書館と直営で建てた図書館との違いですね、直営で建てた図書館のほうが、お客さんも多いというような事例もあるんですが、そういう点について、きちんとやっぱりその図書館については、司書を置いてっていうようなことがあるものですから。

委員長 内藤委員。すいません、今回は高浜小学校について。

問 (12) わかりました。そういうようなことがあるものですから、そういう点での、P F I をきちんと検証しているのかどうか、その点お聞きかせください。

答 (総務部) お答えが前後しますけれども、P F I をきちんと検証したのかということで、これは、平成 28 年 6 月定例会の中で、債務負担限度額を御議決いただくときに、また、6 月 1 日の本特別委員会で特定事業として選定をさせていただくときに、メリット、デメリット含めて、十分御説明をさせていただきましたし、御質問もいただきましたので、そういった検証は済んでいるものと御理解いただければと思います。

そうした中で、次に、1 点目の単独で建てたときよりも事業費が膨れ上がっているということですが、高浜小学校の 26 億円としたのは、単独で建てたらいくらになるということを経営を組んで決めたものではありません。現行面積に総務省単価を掛けたものです。もし、単独で今、建てるとしても、50 年前の基準と今の基準は異なりますので、今の面積よりも学習環境をよくすることを考えれば、面積自体がふえると思いますので、26 億円との比較はなかなかしづらいということ、再三御説明をいたしております。

市民への説明がないということですが、これで P F I として契約をして、設計が終わってこれば、施設ごとの面積というものも明らかになりますので、26 億円を出した 7,900 平方メートルが、実際新しい小学校というのはどれぐらいの面積になるのか、こういったことの比較もお示しをできるものと考えております。

問（12） 図面ができて、入札が決まってっていうと、いってみれば、ほとんど意見が通らないというようなことになるわけで、私が言ってるのは、50年前の基準って言われましたけれども、市が出した表からいって、平成27年11月に市が説明された中では、校舎だけで建てたら、20 どんだけ。それから、複合化したら 37 億という話の中で、でも今は、50 億円以上に膨れ上がってるわけですから、膨れ上がった自体の説明がされてないということを使ったわけで、ちょっと、そのところが違うってということと、まず、そのところお願いします。

委員長 内藤委員、前も同じような質問されていると思いますので、できるだけ避けていただくようお願いいたします。

問（12） 50年前の基準と言われましたので、それは違うんじゃないかと思って、そのところだけ指摘しておきます。

答（総務部） 現在の高浜小学校は、南校舎が57年前であったと思います。北校舎も50年近く前の建物でありますので、当時の学校の設置基準というものがありますけれども、そういった設置基準で建てた建物と、今、生徒さんの体も大きくなっています。今の基準で建てたものとは、面積も当然変わってくるであろう。当時の26億円を出したときの小学校の面積を7,900平方メートルということで試算をいたしましたわけでありましてけれども、今の基準で建てれば、面積も変わってくるかもしれない。変わったものについては、設計ができれば、どれぐらいの面積になったかというのは、お示しをできますので、そのときに御説明をさせていただくということ、再三申し上げているところでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 私もこの件に関しては、過去に一般質問もさせていただいたこともあるんですけども、当時、バリューフォーマネーがちょうど2.1%ぐらい出るというお話だったものが、実際、今回の落札者が決定した段階で16.4%ということで、その当時、一般質問のときに僕は、10%は欲しいですよ、と言った覚えがあるんですよ。それが16.4%というのは、非常にいい数字になったなとは思っているんですけども、先ほど5番委員からもありましたけれども、

やっぱり1社応札っていうと、その妥当性というのは非常にわかりにくいというのは事実ですよ。

そういった中で、例えば他市が公表されていればですけども、他市のPFI事業において、どれぐらいのものが出ておるのか。当然これに関しては、PFIですから業務範囲の中身によって、違ってくることはあるかとは思いますが、すけれども、少し参考になるような比較事例があれば、お聞かせいただけないかなと思ひましたの質問です。

答（総務部） PFI事業におきましては、特定事業の選定時と、落札時にどれぐらいの効果があるのかというのは、これは公表することになっております。公表されておりますので、こちらのほうで他市の事例を調べたものがありますけれども、拾い方に間違いがなければという前提でお答えをさせていただきます。西尾市におかれましては、これが平成28年3月におそらく公表されていると思ひますが、10.08%。ただ、業務範囲が運営まで含めておりますので、今回、高浜市は運営まで含めていないという違いがあります。安城市が、平成26年に落札者決定時のバリューフォーマネーを公表いたしておりますが、これが9.5%であります。安城市は、運営は含んでおりません。当市と同じ維持管理のみであります。岡崎市が平成25年12月に公表いたしておりますが、これは火葬場の整備運営事業で、運営まで幅広く含んだものであります。他市の事例がほかにもありますけれども、6.9%、10.3%ということですので、今回、運営まで含めないで16.3%というのは、いい数字だったのかなと思ひております。

問（13） 当然、運営まで含めると、バリューフォーマネーは多く出るということは理解ができますし、実際、この高浜小学校等整備事業においては、これは、例えば業務期間の中での職員の工数等は、これは含まれてないと思ひますので、その部分というのは、当然、これにまたプラスアルファが考えられるということもできると思ひます。そうすると、この数字というのは、ある面、他市比較ではあっても、妥当性があるのかなっていう気がいたしますけれども、そういう点では今、部長答弁ありましたけれども、どのような評価をされているんでしょうか。

答（総務部） 今、職員の工数の問題と評価の問題と、2つ御質問をいただいたかと思えます。今回、バリューフォーマネーを出すときに、市が直接実施した場合と、PFIで実施した場合、支払いが長期間にわたりますので、長期間にわたるものを現在価値化して比較をする。あくまでも効果の比較をするというのが、国の定めたガイドラインの前提です。それで比較をする中で、直接実施した場合、直接実施するならば、職員を何人か充てて事業を行わないといけないんですけれども、何人の職員を配置したらいいのかということがはっきりわからないので、直接実施する場合の職員の人件費というのは含めていません。一方で、PFIの場合は、職員のノウハウとか経験がない、ある時期に集中する事業なので、そのために職員を採用して充てるとかいうことも非効率なので、そこは民間のコンサルタントのアドバイザー費用が必要だろうということで、PFIの場合は、アドバイザー費用とか、モニタリング費用が入っています。直接やる場合は職員人件費含めずに、PFIでやる場合はアドバイザー費用を含めて、なおかつ16.4%のバリューフォーマネーが出たということで御理解をいただきたいと思えます。

2点目の評価ということですがけれども、議員各位に資料として、今回、議案第4号関係資料でお配りをさせていただきました、事業効果のまとめというところをごらんいただきたいと思えます。今回のPFI事業は、定量的な評価よりも定性的な評価、基金を取り崩さない、そういったことを重視した事業でございますけれども、その中で16%以上のバリューフォーマネーが見込めるとともに、財政負担の平準化によって、市の財政運営にとっても効果が期待できる結果となりました。提案内容についても、1月31日付けで公表した審査講評については、議員各位にもお配りをしておりますけれども、本事業の目的や基本理念を十分に理解をして、市の提示した要求水準に応えるもので、その効果が期待できる内容であったとされております。

こうしたことから、この事業は財政面でありますとか、市が進めようとする政策面でありますとか、教育環境の向上といった面でも評価をできる事業内容であったというふうで考えております。

意（13） 十分に、僕は妥当性があるのかなっていう気がしますがけれども、前

回も、これも一般質問で言いましたけれども、今からその使い勝手の部分ですとか、実際使っていられる方々の意見というのは、やっぱりしっかり聞いていただきたいなということと、それから、どうしてもその契約期間が長くなるものですから、相手の企業とのパートナーシップの構築っていうものを、これは多分、事業契約とはちょっとまた違う意味だと思うんですよね。もっと精神的な意味合いというのかな。要は、例えば我々議員もそうですし、例えば市長を始め職員の方もそうですけれども、これも任期が来れば、あるいは定年が来ればいなくなっちゃう可能性が高いわけですよ。相手の事業者のほうも当然、例えば定年が来たりだとか何かすれば、社長が変わってしまうとか、いろんなことが考えられるわけです。そういったことが起こっても、しっかりとパートナーシップがきちんとやっていけるんだという部分を、何らか担保できないかなということ非常に思うものですから、そういったところも、今回のこの締結とは別の話としてとらえていただければいいんですけれども、お願いをしておきたいなと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問(11) 今回、この47億円の中に、主要新規事業で挙がっていた高浜小学校等整備事業設計・建設モニタリング業務委託は、含まれているのでしょうか、ないのでしょうか。

答(総務部) 今回の契約金額につきましては、入札をされた特別目的会社に支払う金額であります。それと別途モニタリング費用として、市の支援をしてもらうための委託契約を組んでおります。そのモニタリング費用については、別のコンサルタント会社に支払うものですので、その部分については、契約金額47億円の中には含まれておりません。ただ、今、12番委員の御質問にもありましたように、PFIでやる場合は、そういった発生するであろうモニタリング費用を含めて、なおかつ16.4%のバリューフォーマネーが出たということで、御理解いただきたいと思います。

問(11) 先日お渡しいただきました関連資料の中で、第一期工事、第二期工事、第三期工事で、おのおの19億円、12億円、5億円と支払われているんですけれども、それ多分、工事費用の半分なり、8割なり、何割かが払わないとい

けないという金額だと思うんですけど、それを合計すると 36 億円で、全部だと 47 億円なんですけれど、その建設費だけはそのときだけに払っちゃって、あと維持管理費を払っていきますよというような仕組みはできなかったんでしょうか。

答（総務部） 一期工事が、小学校と地域交流施設の公民館部分で大きなウエイトを占めます。二期工事が、屋内運動場とメインアリーナと児童センターとサブアリーナですか、これも比較的大きな部分を占めます。三期工事部分はいわゆる駐車場とか外構部分です。それで、一時支払金というのは、施設の引き渡しを受けて、できたものに対してサービスを市が買うということでサービスの対価を支払いますので、大きなものができれば大きなお金が発生します。その財源は、国庫補助金であるとか、起債が借りられれば、借りられる分は起債で借りて、それでも足りない分は、基金を崩せば一時金で払えるんですけども、基金はなるべく残しておいて、民間で借りられるものは、低金利でありますので、民間で借りてくださいということです。引き渡しを受けたものに対して、一時金として支払っていくということです。

それでも払えない分があります。払えない分については、基金を崩します。それでも施設費全体は賄えませんが、その部分については民間で借りてもらって、民間で借りてもらった分は、15 年間で平準化して支払っていくという仕組みになっています。十分なお答えではないかもしれませんが、不足がありましたら御質問いただければと思います。

問（11） 私が言いたいのは、できたものに対する対価が 36 億円あって、維持管理費が 4 億 1,800 万円。ということは、これでもう 40 億円。その他の費用が 2 億円。これで 42 億円で、そのあとの 5 億円を短期間で払ったほうが、割賦手数料の部分が毎年 100 万円から 200 万円ぐらにかかっているものが減るのではないかなという、ちょっとケチな考え方かもしれませんが、割賦手数料分だけでもその分減るので、平準化したいというのはわかりますけれど、年間 1,200 万円ぐらいなので、42 億円払って 5 億円を平準化する意味があるのかどうかというところ、もう少し詳しくお願いします。

答（総務部） 具体的な金額については、用いずにお答えをしたいと思います。

今、一定金額を平準化して支払ったほうがいいのかということで、用いられた金額は、実際想定されている金額とは異なることをお断りをさせていただきます。

そうした中で、なるべく基金を取り崩さずに、民間で借りてもらえる部分があるならば、借りてもらったほうが後々の公共施設の大規模改修の第1波に備える蓄えをとっておく必要がある。基金残高というのは、サービス提供余力がある意味示すものであります。急な社会経済情勢の変化で収入が著しく落ち込んだときには、基金を取り崩して運営をしていかないといけない。なおかつ、高浜市は、全国的に比較すると下位から3分の1の基金残高しかありませんので、将来的な財政運営を考えると、できる限り基金は残して、民間で借りられる資金があるならば、民間で借りてもらってということを定性的な評価として重視しているところであります。

例えば、基金がある時期いっぺんに減ってしまったから、民間でその基金に代わるものを貸してほしいといっても、これは制度上できません。こうしたPFIだとか起債だとか、こういった制度にのっとりたものしか借りられませんので、制度にのっとり借りられるものがあるならば、積極的に活用しようという趣旨であります。

問（11） 多分、もらった表にどこまでが基金で、どこまでがこういうのだよというのが書いてないので、そういった質問をしてしまったのだと思うんですけど。ここにある割賦手数料が5,000万円減るのかなという。しょうがないので、もうちょっと勉強します。

答（総務部） 今、割賦手数料のお話がありました。これを15年間で支払っていくものです。これは提案時のものなので、今後施設整備であるとか、そういったときに変動はあるかもしれませんが、割賦手数料を15年間で支払っても、金利が安い時期なので、なおかつ、それを使っても、基金を備えておくことのほうが市の財政運営にとっては、必要だという判断に基づくものであります。

問（8） 1点だけ教えてください。先ほど、モニタリング費用は別だというふうにおっしゃったんですけども、高浜小学校を立ち上げるまでに、これ以外

に発生する費用、要は全体が見えないんですよ。言っていることわかります。バラバラにあとから出てくると、こちらもわからないんで、全体像を示してほしいので。考えられる、これから出てくるものって何があって、どれぐらいのものだっていうことが、多分ある程度押さえてみえるんだと思うんですけども、今わかっている範囲で、それがわかれば教えていただきたいんですけど。

答（総務部） 昨年6月1日に特別委員会で、この事業を選定事業として選定をするときに「特定事業の選定について」という資料で御説明をさせていただきました。その中で、PFI事業として実施する場合は、今回の契約のものと別途必要なものとして、去年、今年だと思えますけれども、アドバイザー費用とか、今後、設計モニタリング、建設モニタリング費用が発生をいたしますので、今後見込まれる費用としては、モニタリング費用が発生をすることが見込まれます。

それで、長期財政計画上いくらそれを見込んでいますかという質問を5番委員からいただいたときに、長期財政計画上は、約1億円ぐらいを見込んでいますと申し上げました。今後でありますけれども、もし、アスベストとかが発生をするとか、そういった予見できないような工事の増額になったりするようなものもありますので、それは見込めませんが、現在、市でつかんでいる全体像ということになりますと、モニタリング費用が今後発生するということでもあります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

②議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について

委員長 質疑を行います。

問(14) 勤労青少年ホームの解体ということで、事前の議案説明のときには、9月1日をもって施設の廃止を行うということの説明を受けましたけれども、なぜ、この廃止時期をこの時期にしたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

答(こども未来部) 勤労青少年ホームの、9月1日をもって廃止するという理由でございますけれども、勤労青少年ホームの跡地活用事業につきましては、公共施設総合管理計画、こちらのほうの計画を踏まえまして、平成28年1月27日開催の公共施設あり方検討特別委員会、こちらのほうの委員会におきまして、スケジュールのほうをお示しさせていただいております。

今年度につきましては、市場調査とスポーツ施設拠点の検討、来年度につきましては、跡地活用提案の募集と勤労青少年ホームの解体、平成30年度には民間による施設整備、平成31年度より民間による事業実施というふうになっております。こうしたスケジュールに基づきまして、この事業を着実に推進していくために、青少年ホームを廃止させていただくというものでございまして、廃止時期を9月1日とした理由でございますけれども、青少年ホームの解体におおよそ4カ月から6カ月ぐらいかかると。それから、民間による施設整備工事におおよそ1年はかかるということがございます。先ほど申し上げましたように、民間による事業の開始予定時期が、平成31年度であること。また、閉館してから1カ月から2カ月程度、備品の処分といった解体工事に向けた準備も必要となりますので、そういったことを勘案いたしまして、廃止時期のほうを9月1日とさせていただいたというものでございます。

問(14) かなりの方が、年間使われていると思いますけれども、年間の利用者数をわかっておれば教えていただきたいということと、定期的に使われている方もみえますし、随時使われている方もみえますけれども、この方々にどのような周知の方法をとられるのか、教えてください。

答(文化スポーツ) まず、勤労青少年ホームの年間の利用実績でございますけれども、平成27年度の実績で申し上げますと、利用件数が913件、1日当たり直しますと2.5件ということになります。利用人数が1万2,772人でございます。利用の大体8割が定期的な利用、週1回ですとか、月2回、月1回と

というような、定期的な利用の方が約8割を占めておりまして、申請者の件数でいきますと大体30件というような状況でございます。

施設の廃止について周知ということでございますけれども、今年2月に、市の公共施設のあり方に対する基本的な考え方ですとか、平成29年度中に青少年ホームを閉館する方向性にあることをお伝えするために、定期的な利用者向けの説明会を開催しまして、閉館後の代替施設の候補などを御紹介させていただきまして、御意向を伺いながら相談に応じる旨をお伝えをさせていただいております。

それから、説明会に出席できなかったという団体様もございますので、そういった方については、利用の現場に足を運びまして、直接、お話をさせていただきまして、相談に応じております。

また、今後につきましては、正式に閉館が決まりましたら、改めて利用者の皆様には周知をさせていただき、引き続き代替施設の相談に当たってまいりたいと思っておりますし、また、館内にも、閉館時期の周知ということで告知をさせていただきます。

あと、一般市民向けにつきましては、5月の「広報たかはま」ですとか、市ホームページのほうで周知をさせていただく予定です。

問(14) 定期的に利用されている方、逐次利用されている方に説明会を、これはやったという意味ですか。今からやるという意味なのか。もし、やられたならば、どんな御意見あるいは要望が出てきているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答(文化スポーツ) これは2月に実施をさせていただいております、平日の夜間と日曜日の日中ということでございます。やはり、使い慣れた施設がなくなるということで、できれば使いたいというような御意見もありましたけれども、市の考え方のほうをしっかりと説明させていただき、御不便をおかけしますけれども、代替施設の紹介のほうをさせていただいて、相談に当たっていくということでお話をさせていただきました。

問(14) 私も、年間10回ぐらい使いますかね。非常に使い勝手のいい施設だったものですから、それに代わる施設をまた探さなきゃいけないかなと個人的

には思っておりますけれども、予算特別委員会でも質問が出ていると思っておりますけれども、隣接のテニスコートについて廃止の動きがないようですけれども、テニスコートの取り扱いについては、どのように考えてみえるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 今回の勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、平成28年1月の特別委員会にお出ししている資料の中で、南テニスコートも含めて一団の敷地を活用するということにさせていただいておりますので、南テニスコートについても、平成29年度中の廃止ということを考えております。

勤労青少年ホームにつきましては、集会施設ということですので、閉館後、ほかの集会機能をもった施設を御利用いただくということが可能なんですが、南テニスコートの場合は、これの解体が始まりますと、代替施設がほぼないといったような状況で、碧海のテニスコートもございますけれども、南テニスコートは今、人工芝のコートが4面あるのに対して、碧海はクレーのコートが2面ということでございます。

ですので、できるだけ南テニスコートを利用できる期間を長くしたいということをおっしゃっておりまして、例えば、解体工事をするときには、青少年ホームを先に解体してから南テニスコートを解体するといったようなことも考えられるかと思っておりますので、具体的な時期につきましては、そういった工程調整のところも必要かと思っておりますので、時期については見定めてまいりたいと考えております。

問（14） 南テニスコートも定期的な利用が非常に多いかと思っております。私も夜使いますと、必ず使ってみえますので、そういう人たちを含めた説明会というのは、どのように考えてみえるのか教えてください。

答（文化スポーツ） このテニスコートで一番利用が多いのは、南中学校の部活動とテニス協会さんになるんですけれども、この南中学校とテニス協会につきましては、今年度から市の公共施設のあり方に対する基本的な考え方ですか、今後の跡地活用の方向性などについて、逐次御説明をさせていただいております。

それ以外の一般の定期利用者の方につきましては、青少年ホームの場合と同

様に、テニスコートの今後の方向性ですとか、一定期間はテニスコートが使えなくなる時期が出てまいりますので、そういった御不便をおかけするといった旨を御説明させていただきたいと考えております。

問（12） 今、南テニスコートの話が出ましたが、南中さんが使ってみえるという話ですが、部活で使ってみえるのではないかと思うんですが、どれぐらい使えなくなるのか、わかっていたら教えてください。

答（文化スポーツ） 今、申し上げましたように、具体的にはどれぐらいというのは、今はまだ、しっかりわかりませんので、具体的な時期を見定めながら検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（5） 廃止条例を提出していますので、勤労青少年ホームの跡地にどのようなコンセプトがあるのかをしっかりと把握しておかないといけないので、ちょっと質問させていただきますけれども、先日の資料要求からようやく基本方針案が示されましたが、その他、議会に示しておくことはないのでしょうか。

高浜小学校等整備事業同様、市場調査についても、示しておくべきだと考えますがいかがでしょうか。

答（総務部） 何を議会にお示しをするかということでありましてけれども、基本方針案については、ほぼほぼ固まっておりますので、これは公表ベースを前提に、議会のほうにお示しをするということです。資料の示し方については、議会にお示しをしたものと実際に公表してしまったものが異なっていると、かえって混乱を来しますので、そういった取り扱い方針に沿って、適宜、議会にはお示しをさせていただく予定でおります。

次に、市場調査の結果を示すべきではないのかということですが、まず市場調査として、例えばどれぐらいの業者が関心があったのか、意向を示していたのかということは、他に競争者がどれぐらいいて、どれぐらいの関心があるのかということの材料になってしまいますので、これは今後の事業の進め方に支障を来すということで、市場調査の結果については、少なくとも契約が締結されるまでは、提案内容に影響を与える一部だということで、お示しできませんことを御理解いただきたいと思います。

問（５） 高小のときの市場調査が、平成 28 年 2 月 29 日に議会に示されているわけで、高小のときと同じ形態、同じやり方であると考えますけれども、なぜ今回、市場調査が示されないのか、その理由を的確に教えてください。

答（総務部） 高小との違いということでありましてけれども、今回の勤労青少年ホームの市場調査の結果をお示しできないことは、今回、プロポーザル方式でやっていきます。プロポーザルで優れた提案のところと優先交渉権者を選んでおいて、そこから入札では予定していないので、いわゆる随意契約方式を想定をしていますので、いろんな交渉を進めながら内容を固めていくということで、入札方式に違いがあるからというわけではありませんけれども、今回の内容を勘案しまして、市場調査の結果をお示しをできないという判断をいたしております。

問（５） 市場調査が示されていないと、今後その跡地にどういった業者が来るのか、例えば、実際に勤労青少年ホーム跡地活用事業に手を挙げる業者はいるのか、いないのか。高小同様、また入札が 1 社になるんじゃないだろうか、そういった不安があるんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

答（総務部） 今回は、公募型のプロポーザル方式を予定しておりますので、関心のあるところであれば、御応募いただけると。そうした中で、1 社ということは、結果的にある場合がありますけれども、それは結果的に 1 社となった、1 社となる場合もあるということで御理解いただきたいと思います。

問（５） 本当に学校の授業でプールを使う、そういう計画があるわけなので、リスクは、しっかり考えておかなければいけないと思います。例えば、手を挙げる業者がいなかった場合のリスクもあるわけなので、今、総務部長がおっしゃった大丈夫っていう根拠がちょっとわかりません。

高小のときの市場調査でも、12 社が参加したいとあって、実際は 1 社だったわけですから、口頭での説明だけではなおさら信用できないわけで。本当に今の事業の進め方でよいと思われるのか、進め方に疑問を感じております。そのあたりはいかがでしょうか

答（総務部） 進め方についての御懸念でありますけれども、プール水泳指導のあり方については、市の方向性として、一定の方向性を持って進めていき

いということの前提に立っております。そうした中で、提案を求める以上は、一方的に市の都合だけの提案では、なかなか手も挙がりにくい可能性がある。

そうしたところから、実際に手が挙がりそうなのかどうなのか、どういった提案内容であればということ、市場調査をしておりますので、全く市場調査を無視した、手が全く挙がらないような条件での今後の募集提案にならないように、今回はあくまでも基本方針ですので、実施方針、募集提案をする中で、さらに精度を高めていきたいと考えております。

意（５） 本当に大丈夫なのかどうかわからないので、やっぱり、議会にその前の状況というのをしっかり説明したりとか、市場調査がどういう状態なのかってというのは、少なくとも今の段階で示しておく必要が私はあると思っています。今の状態じゃあ、本当に、適切に議案を判断できるか、その情報がないので、ちょっと判断しかねますので、そのあたり、しっかりと段階を踏んで、しっかり計画してやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（１１） この９月１日にしたのは、この業者が決まる前に締結、決定が１２月ですよ。今の質問と同じになっちゃうかもしれませんが。９月１日に廃止を決定したのはなぜでしょうか。もう１回、教えてください。

答（こども未来部） 先ほども説明させていただきましたけれども、解体の工事には４か月から６か月の期間が必要になってくるということ。それから、民間による施設整備が１年かかるということ。それから、閉館してからもすぐに解体工事に移れるわけではなくて、中公と同じように１か月か２か月程度は備品の処分といった、そういうものもございますので、そういったものを総合的に勘案すると、９月１日ということでございます。

問（１１） では、このプロポーザルって、応募する業者は、更地の上に「テニスコートは当分のあいだ現状の利用に近い形で利用できることが望ましい」と書いてあるので、テニスコートだけ残した状態で工事をするという形で応募をするのでしょうか。

答（こども未来部） この土地というのは、テニスコートも含んだ部分をいつていますので、そういった御理解をいただければと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 解暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 17 号の質疑から続けます。
問（5） 再度確認なんですけれども、今の状況だと議員としてこの条例を判断しかねるので、再度質問いたしますが、勤労青少年ホームの市場調査の結果、あるいは、今わかっていることを何らかの形で、議会最終日までオープンにしたいと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

答（総務部） 先ほど来の答弁の繰り返しになりますけれども、基本方針を今後、公表していきます。基本方針を公表した後で、実施方針でありますとか、募集要項を公表していきます。そういった中で、質疑応答を経て、民間の事業者の意向がどうなのか、それに対して、市が回答して、キャッチボールをしながら、最終的に募集要項の形につくり上げてまいりますので、そういった手続きを経て進めていくということでございます。

その市場調査の結果が必要だということでございますけれども、市場調査の結果につきましては、今後の募集提案に影響を与えるおそれがございますので、申しわけございませんが、提出は差し控えさせていただきたいと思っております。

問（5） 高小のときは、市場調査を議会のときに、2月29日に示した。でも、今回、市場調査を示せない。これは、いわゆるオープンじゃないと私は思うんですけど、明確にオープンできない理由を教えてください。

答（総務部） オープンではないということですが、市場調査の結果を示さないことがオープンではないというふうに断言できるのかどうか、ということが一つございます。今後、基本方針、実施方針、募集要項、それぞれ時々議会の方にお示しをしていきます。ホームページで公表をしていく中で、広く公平にそういった情報については、提供していきたいと考えております。市場調査の結果までオープンにするのかということですが、これは最後までオープンにすることはございません。

問（５） 議会にだけ示すということもできないですか。

答（総務部） 執行部から市議会に示すということは、その時点で公表したこととなりますので、だから議会にだけ示すということが、手続き的にできないと考えております。

問（５） なぜ、ここまでオープンじゃないのか。もっともっと情報開示して、わかる部分はどんどん出していけばいいと思うんですけど。なぜこんなふうになってしまったのかって、私は疑問に思っています。前回、高小のときは出せて、今回は出せない。その理由がいま一つ理解できないので、本当はオープンにしてほしいので、そのあたり。

答（総務部） 高浜小学校のときはさておき、前は前回、今回は今回、切り分けて考えたいと思うんですけど、議会に提出をするということは、それは情報を開示したと等しいこととなります。そうしますと、どういった情報について我々執行部側としても、注意して取り扱わなければならないかということがあります。例えば、3月1日の資料要求でお断りをしましたのが、事務または事業に支障のおそれがある。公正な競争の確保に支障のおそれがあるということで、そういったことを個々に判断をして、対応させていただいてるところでございます。

問（５） 高小のときに、それがあったわけですか。

答（総務部） 高小のときに、その基準に基づいて、取り扱ったということは定かではございませんけれども、高小は高小、今回のものは今回のもので、個別に判断をして、そのような回答をさせていただいております。

委員長 ほかに。

問（13） この基本方針案の中身ですけれども。以下の三つの目的に基づき行うものであると。

委員長 今、17号。

問（13） 17号、勤労青少年ホームでしょう。

委員長 次の報告のところで。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第17号の質疑を打ち切ります。

③議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第20号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第4号 事業契約の締結について

挙手多数により原案可決

（2）議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の

廃止について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

2 報告及び連絡事項

① 勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本方針案について

委員長 説明を求めます。

説(総務部) それでは、資料1、勤労青少年ホーム跡地活用事業基本方針(案)につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、1. 趣旨でございますが、本市では、「公共施設総合管理計画」において、施設の総量圧縮により生じた未利用資産については、資産の売却や貸付などの方法について検討することといたしております。この中で、勤労青少年ホームの跡地につきましては、スポーツ拠点施設として民間活力の導入によ

り、屋内プール等の機能整備を行い、有効活用を図ることといたしております。

本事業の主な目的につきまして、3点ございまして、1点目が、市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点をつくることで、スポーツの振興を図り、市民の健康増進や市民交流の場を充実させること。2点目が、高浜小学校の建て替えを機に、水泳指導は民間施設で行うこととしており、学校プール機能を有する民間施設を活用した新たな水泳指導の取り組みを進めていくこと。3点目が、これらの実施については、民間のノウハウを活用し、合わせて可能な限り財政負担を軽減することとあります。

次に、2. 本事業の条件であります、(1) 敷地概要につきまして、資料記載のとおり、敷地の概要を定めております。(2) 本敷地活用に求める施設条件につきましては、市が最低限求める条件は、屋内温水プールとテニスコートを備えるスポーツ施設の整備であり、その他の施設については、事業者の提案によることといたしております。(3) 市の要望事項につきましては、2点ございます。1点目が、(2)において、民間が整備した屋内温水プールをお借りして、小中学校の水泳指導、夏休みの水泳指導を実施するとともに、そのためのバスの送迎を実施していただくこと。2点目が、テニスコートについては、当分の間、現状の利用に近い形で利用できることが望ましいこととあります。

裏面の3. 事業手法をお願いします。(1) 事業方式につきましては、市は事業者が土地を貸し付け、事業者が施設の整備、維持管理及び運営を行うこととし、この場合において、事業を長期的に安定させるために必要な収益事業の実施を認めることといたしております。(2) 事業期間につきましては、平成31年度から平成50年度までの20年間といたしております。(3) 事業者選定方法につきましては、民間事業者による金融能力、施設レイアウト等の企画、スポーツ施設等の運営能力に期待し、広く民間の提案を受け付けるプロポーザル方式によることとし、事業者の選定につきましては、選定委員会を設置し、事業者の提案内容と市が支払う委託料を評価し、選定することといたしております。

最後に、4. 今後のスケジュールであります、本定例会後になりますが、基本方針を公表するとともに、平成29年度は、5月に実施方針の公表、7月に

事業者募集、12月を目途に事業者選定を行った後、年度内の契約締結を予定いたしております。その後、平成30年度において、施設の設計及び工事を行い、平成31年4月の供用開始を目途に進めてまいる予定でございます。説明は、以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問(12) この中で、ほかの施設へ機能移転等を行い、となっておりますが、どのようにこれはなっているのでしょうか。

答(文化スポーツ) 勤労青少年ホームの機能移転ということでございますけれども、青少年ホームに今、講習室ですとか和室、料理講習室、軽運動室といったような居室がございますので、例えば、公民館ですとか、ふれあいプラザ、あとはいきいき広場ですとか、かわら美術館、軽運動室の関係になりますと、体育センターですとか、学校施設の開放といったようなところで、機能移転というふうで考えております。

問(12) 体育館っていうのも、取り壊すというか、ということになっていると思うんですが、全てどこかの施設へっていうふうにはならないと思うんですが、その点は、どういうふうに、また、説明もされているのでしょうか。

答(こども未来部) 先ほども説明させていただいたんですけれども、個別に青少年ホームの関係につきましては、説明会に来た方については、こういった施設、今、リーダーが言いましたように、こういった施設がありますよと。それから実際、部屋を利用している方については個別に、こちらのほうから説明に伺っておりますので、こういった施設がありますよというような形で、実際、説明を行っております。今後、これが決まりましたら、再度そういったことをやりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

問(12) 例えば、大きな声を出すような団体なんかもあると思うんですが、そうすると、そういうかわりの場所っていうのはあるのでしょうか。そういう団体が使うような。

答(文化スポーツ) 今、青少年ホームの利用の現状を見ておりますと、歌の練習といったような利用がございます。そういった類似の活動をやっている施設で言いますと、公民館やふれあいプラザでも行われておりますし、あと、か

わら美術館のスタジオといったお部屋のほうもございます。そういったところを現在、御紹介しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、勤労青少年ホーム跡地活用事業基本方針案についての質疑を終了いたします。

② 旧庁舎解体工事に伴う外壁アスベスト処理について

委員長 説明を求めます。

説（総務部） それでは、資料の2、旧庁舎解体工事に伴う外壁アスベストの処理の経緯につきまして、御報告を申し上げます。

本案件につきましては、(1)のとおり、昨年11月29日の全員協議会で第一報の御報告をいたしました。その後であります、(2)のとおり、事実確認のための再調査及び(3)のとおり、調査範囲を拡大した再調査を実施いたしました。

その結果といたしまして、14部位中、12部位でアスベストの含有を確認いたしましたところであります。合わせまして、アスベストの処理につきましては、労働基準監督署への届出が必要なことから、労働基準監督署への事前相談、施工計画（案）等の相談を行ってまいりました。

その概要につきましては、表に記載のとおりでございまして、処理方法につきましては、平成28年4月28日に発出された「処理技術指針」に準拠した処理を行うこと。処理範囲につきましては、アスベストの含有、非含有の範囲が特定されれば、非含有の範囲につきましては、「処理技術指針」に基づく処理が必要なくなるわけですが、(3)の再調査のとおり、含有、非含有の範囲の特定が難しいことから、解体部分の外壁全てを「処理技術指針」に基づく処理対象とすることといたしました。その上で、(5)のとおり、施工計画の検

討を行ってきたわけですが、「処理技術指針」が示されたのが、先ほど申し上げましたとおり昨年4月28日で、発出されてからまだ日が浅く、事例も少ないことから、施工計画の検討、具体的には、他事例の調査、処理工法の調査検討、現場の状況を勘案した処理方法の検討等に日数を要したというのがこれまでの経緯でございます。

なお、今後であります、今月24日開催予定の本定例会本会議5日目に、当該処理費用に係る債務負担行為補正予算を提出させていただき、御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。報告は、以上のとおりでございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問（5） そもそも、最初に誰がどういう状況でアスベストを発見したのか教えてください。

答（行政 主幹） 報告を受けましたのは、昨年11月ぐらいなんですけれども、事業者さんが解体の事前調査に伴って、市のほうへ報告があったということでございます。

問（5） 解体の事前調査というのは、これは、契約に入っていた内容ですか。

答（行政 主幹） 工事をするに当たっての、事前の現場確認を含めた調査ということでございます。

問（5） 最終的に、今どこにアスベストがあるのか、説明をお願いします。

答（行政 主幹） 最終的には、今現在アスベストがありますのは、旧庁舎の屋上階の断熱材でございます。それと、地下室関係で機械室の保温材。それから、外壁塗材が主なものでございます。

問（5） 労働基準監督署への相談、これは、いつ行って、いつ相談が終わったのか。

答（行政 主幹） 労働基準監督署との相談は、11月、議会に報告をさせていただいたときから1月にかけて、させていただいております。

問（5） 施工計画の検討、これは、いつからいつまで。

答（行政 主幹） 11月から監督署に打ち合わせを行って、その後、現段階におきましても調整のほうはしております。

問（５）　それで、変更契約するときは、協議書が必要になってくると思うんですけれども、しっかりと協議過程、これの議事録をしっかりとっておいていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

答（行政　主幹）　事業者さん、大和リースさんなんですけれども、事業者さんの報告を受けてから、工事費ですとか、工期など、工事の定例会、ほかにも工事ございますので、その中で打ち合わせをしております。それで今、委員おっしゃられたような、そのアスベストの工事だけの調整をした議事録は、文書化はしてありません。

意（５）　そこは、しっかり議事録をとっていただきます。情報開示請求をいつしても出せるように。そこはしっかりとっておかないといけない部分だと思うので、これはしっかり指摘しておきます。以上です。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、旧庁舎解体工事に伴う外壁アスベスト処理についての質疑を終了いたします。

③　中央公民館解体工事に伴うアスベスト処理について

委員長　説明を求めます。

説（こども未来部）　それでは、中央公民館解体工事に伴うアスベスト処理について説明のほうをさせていただきます。資料３をお願いしたいと思います。本件につきましては、市役所旧庁舎解体工事に伴いますアスベスト調査の結果を踏まえまして、中央公民館につきましても、外壁及び配管のエルボ部分のほうの調査をいたしました。

その結果、外壁からはアスベストは検出されませんでした。地下１階の空調機械室配管エルボ部分から、アスベストが検出されました。アスベスト除去につきましては、解体工事との工事調整が必要であることから、請負業者であ

ります、オカコー株式会社と現在協議中でございますが、このあと、補正予算のほうを提出させていただき、3月24日の本会議5日目で御審議のほうをいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問（6） 市役所の旧庁舎の解体もそうですけれども、こちらの中央公民館のほうもアスベストの解体あるわけで、それぞれ業者が違うわけですね。いわゆる旧庁舎は、大和リース。こちらのほうは、取り壊しを請け負っているのがオカコーということで。それぞれ業者がばらばらになっているわけですけれども、その辺のところは、あとの行政経費だとかそういったこと考えていったときに、それをばらばらにやらせるのがいいのか。それを例えば、合わせてやっていくのがいいのか。その辺のところは、市のほうはどういうふうに考えてみえるのか、お伺いいたします。

答（総務部） 庁舎部分についてお答えさせていただきます。市庁舎の整備につきましては、一期工事で本庁舎を整備いたしまして、二期工事で旧庁舎の解体及び会議室棟の整備ということが一つの契約になっております。そうした中で、解体工事を行うに当たって、アスベストが含まれている。解体工事の一部分として、アスベストを処理していくということでございますので、それは同一業者をもって処理をしていくのであろうというふうに考えております。

問（6） 言われることはそのとおりだと思うんです。ただ、今この費用が幾らかかっているとかいうのは、今度の補正で出てくるとかいう話なんですけれども、債務負担が。実際にその辺のところの数字だとかいうのは、つかんでいるところがあるわけでしょうか。

答（総務部） このあと、議会運営委員会の開催をお願いいたしまして、関連補正予算案については、最終日への提案をお願いしてまいります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、中央公民館解体工事に伴うアスベスト処理についての質疑を終了いたします。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

4 その他

委員長 初めに私から1点お願いいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、日程が決まり次第、連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さんの方で、何かあればお願いいたします。

発言なし

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後1時27分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長